

〔享保集成絲綸錄 二十〕享保七寅年十一月

餌鳥請負掟書

一札之事○中略

一鶴、白鳥、菱喰、鴈、鴨、類、鶯、白鷺、へら鷺、五位鷺、梅首鷄、川鳥、鶉、雲雀等一切不可取、鵜、鳥、鴿、ハ四月より

七月晦日迄可取之、此外先年より御法度之鳥一切取申間敷候事、○中略

純町平川町略

五郎左衛門○下略

享保七年寅十一月

元文二巳年十一月

相摸國 三浦郡 鎌倉郡 高座郡 武藏國 久良岐郡 都筑郡 橘樹郡

右之所々、今年々來午年中、村々百姓はいふに不及、殺生人たり共、不可取、雉子事、

右之趣、可被相觸候、

十一月

〔享保集成絲綸錄 三十六〕寛保二戌年六月

覺○中略

一あいくろ 三月節より 一ぼとまぎ 七月節より 一がん 十月節より 一かも

十月節より 一さじ 九月節より 一つぐみ 九月節より○中略

右品々、貞享年中、元祿年中にも相觸候通心得、此書付之通、來正月より商賣可仕候、初而出候節も、

直段高く商賣仕間敷候、前方も相觸候通、献上之品たりといふ共、各別高直ニ商賣仕間敷候、

右之趣、相背もの於有之は、可爲曲事者也、

十月

○按ズルニ、捕鳥ノ事ハ、産業部改獵篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、